

第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項

1 趣旨

この要項は、「第77回国民体育大会日光市競技会歓迎・接伴基本方針」に基づき、第77回国民体育大会日光市競技会（以下「競技会」という。）に参加する選手、監督、役員、競技関係者、一般観覧者等（以下「競技会参加者等」という。）の便宜を図り、併せて当市の地場産品等の郷土の物産を広く紹介するため、第77回国民体育大会日光市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店について、必要な事項を定めるものとする。

2 設置場所及び設置期間

売店の設置場所は原則として各競技会場とし、設置期間は競技開始日から最終日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じて関係機関、団体等と協議のうえ、これを変更することができる。

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始1時間前から競技終了後30分までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更することができる。

4 出店会場、出店数、出店位置及び規模

出店会場、出店数及び出店位置は、実行委員会が決定し、出店規模は、原則として1売店当たり約20㎡（2間×3間テント1張）とする。ただし、実行委員会は、出店状況等に応じて、これを変更することができる。

5 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、売店の設置及び撤去に要する経費相当分とし、実行委員会が別に定める出店料を負担する。ただし、実行委員会が特に認めたときは、この限りでない。

- (3) 出店者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込まなければならない。この場合において、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (4) すでに納付された出店料は、返納しない。ただし、実行委員会が特に認めたときは、この限りでない。

6 販売品目

売店において販売するものは、次に掲げるものとする。

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会憲章を使用した商品で、公益財団法人日本スポーツ協会の使用承認を得ているもの又はいちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会が定めるマスコットを使用した商品で、同実行委員会の使用承認を得ているもの

(2) スポーツ用品

(3) 地場産品

日光市で製造等されているもので、地場産品として相応しいもの

(4) 飲食物

① 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造、加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適切な表示がなされているもの

② 現地調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、簡易な調理、加工のみを行うもので、提供直前に加熱処理されるもの。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

7 出店者の条件

売店の出店者は、次の(1)の要件のいずれかに該当し、かつ、(2)の要件のすべてに該当する者とする。

(1) 次の要件のいずれかに該当する者

- ① 申請時に1年以上、日光市に店舗を有して営業している者
 - ② 競技団体の推薦がある者
 - ③ 過去の国体において売店を出店した実績がある者。この場合においては、過去の出店の実績を証明できる者に限る。
 - ④ 国体関連グッズ、地場産品又は飲食物に係る関係団体等
 - ⑤ その他実行委員会が必要と認めた者
- (2) 次の要件のすべてに該当する者
- ① 競技開催期間中、継続して出店することができる者
 - ② 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けている者
 - ③ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止その他の重大な処分を受けていない者又は飲食物販売の出店者については、過去1年間に食中毒発生等による行政処分を受けていない者
 - ④ 出店申請書の提出日時点において、租税の滞納がない者
 - ⑤ 出店者の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは代表者をいう。）が日光市暴力団排除条例（平成24年条例第4号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。また、販売員等として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。

8 運営設備等

実行委員会が準備する売店出店に必要な設備等は、一売店当たり、次のとおりとし、その他必要な設備等（発電機、給排水設備等）については出店者が準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気を使用する出店者にあっては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならないものとする。

- (1) テント1張（2間×3間）
- (2) 長机6台
- (3) 椅子4脚

9 出店申請

出店希望者は、実行委員会が別に定める日までに、売店出店申請書（様式第1号）に次の関係書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（様式第2号）
- (2) 売店従事者及び搬入車両予定表（様式第3号）
- (3) 誓約書兼承諾書（様式第4号）
- (4) 営業に関する許可書等の写し
- (5) 売店責任者及び販売員の本人確認書類（免許証、パスポート等公的機関が発行したものの写し）

10 出店者の選定及び出店許可証の交付

- (1) 実行委員会は、本要項に基づき出店者の選定を行い、これを適当であると認めるときは、売店出店許可証（様式第5号）（以下「出店許可証」という。）を交付する。
- (2) 実行委員会は、出店申請者数が各競技会場の予定売店数を超えたときは、市内事業者等を優先し、これにより難しいときは、抽選により選定する。

11 保健所への届出

- (1) 保健所の臨時営業許可を必要とする出店者は、実行委員会から出店者として選定されたときは、速やかに保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会に提出しなければならない。
- (2) 実行委員会は、保健所の臨時営業許可が必要な出店者については、前号の写しの提出を待って、出店許可証を交付する。

12 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、実施本部員とし、現場を巡回して本要項に基づき、売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

1 3 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させなければならない。
- (2) 出店者は、売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営について販売員を指揮監督し、販売が適切に行われるよう努めなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮しなければならない。

1 4 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、又は管理運営を第三者に委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り、呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工をすること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。
- (6) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (7) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (8) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。
- (9) その他競技会運営に支障をきたす行為をすること。

1 5 遵守事項

出店者及び販売員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会が交付する出店許可証を店頭の見えやすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは毎日各自で搬出し、これを処理し、常に環境美化に努めること。

- (3) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にごみ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (4) 販売店には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 売店の装飾は、販売品を表示する看板等を主体とすること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別に交付する駐車許可証を提示すること。
- (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、競技会運営に支障をきたさないよう実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 販売員の服装は、清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
- (9) 接客に当たっては、おもてなしの心で親切、丁寧な対応を心掛ける。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 実行委員会の許可を受けて火気を使用する売店にあつては、区画内に消火器を設置すること。
- (12) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (13) 販売員の変更、追加、削除等があつた場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該販売員の本人確認書類を添付すること。
- (14) その他、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

1.6 出店者の管理責任

売店における販売品、陳列設備等の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他の不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切責任を負わない。

1.7 事故発生時の対応

売店責任者は、売店において事件若しくは事故が発生したとき又は不審

者若しくは不審物を発見したときは、初期対応にあたりとともに、実施本部に直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

1 8 許可の取消

実行委員会は、出店者が次の各号のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消し、撤去を命ずることができる。この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及び本要項に違反したとき。
- (2) 出店許可証の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

1 9 原状回復

出店者は、設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をしなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 0 損害賠償

出店者（販売員を含む。）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 1 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

2 2 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、売店の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における売店の設置及び運営についても、必要に応じてこの要項を準用する。

(様式第1号)

年 月 日

第77回国民体育大会日光市実行委員会
会長 様

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印
電 話 番 号 _____

売店出店申請書

第77回国民体育大会日光市競技会において、第77回国民体育大会日光市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項第9項の規定に基づき申請します。

1 大会区分	リハーサル大会 ・ 冬季大会 ・ 本大会
2 出店希望競技	・ スピードスケート (冬) ・ ショートトラック (冬) ・ フィギュア (冬) ・ アイスホッケー (冬) ・ ホッケー (リハ・本) ・ ボクシング (リハ・本) ・ 軟式野球 (リハ・本)
3 出店希望会場	
4 出店期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
5 添付書類	(1) 売店出店概要書 (様式第2号) (2) 売店従事者及び搬入車両予定表 (様式第3号) (3) 誓約書兼承諾書 (様式第4号) (4) 営業に関する許可書等の写し (5) 売店責任者及び販売員の本人確認書類 (免許証、パスポート等 公的機関が発行したものの写し)

※ 出店会場については、ご希望に添えない場合がございます。

(様式第2号)

売店出店概要書

商号又は名称				
代表者氏名				
代表者生年月日	年 月 日			
所在地	〒			
連絡先	電話	FAX		
	E-mail			
売店責任者名				
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で 囲んでください)	国体関連グッズ ・ スポーツ用品 地場産品 ・ 飲食物 ・ その他 ()			
出店実績				
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得 した許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違 反等処分歴の有無	有 ・ 無	過去1年間食中毒 発生事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧				
No.	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

※足りない場合は、別紙に追加してください。

(様式第3号)

売店従業者及び搬入車両予定表

(商号又は名称)

1 大会名

2 競技名・競技会場名

3 従業者名簿

No.	従事日	売店責任者	販売員	販売員	販売員
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)
		(男・女)	(男・女)	(男・女)	(男・女)

※ 売店責任者及び販売員にはふりがなを記入してください。

※ 売店責任者及び販売員の顔写真付き本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートの写し等）を添付してください。

4 車両予定表

No.	車両の種類	車両ナンバー	備考

※ 車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※ 駐車車両、搬入搬出用車両の別を備考欄に記入してください。

※ 駐車車両は、原則として各競技会場ともそれぞれ1台とします。必ず駐車許可証を提示し、指定された場所に駐車してください。

(様式第4号)

年 月 日

第77回国民体育大会日光市実行委員会
会長 様

住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ 印

誓約書兼承諾書

第77回国民体育大会日光市競技会会場への売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、第77回国民体育大会日光市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査及び照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の出店に当たり、第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項を遵守します。
- 2 日光市暴力団排除条例（平成24年条例第4号。）第2条第2号に規定する暴力団員ではありません。
- 3 販売員等として、暴力団関係者を使用、又は雇用していません。
- 4 出店品目の販売において、法令等に違反して過去1年間処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去1年間食中毒等における行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

所 属 : _____
売店責任者名 : _____
電 話 番 号 : _____
F A X : _____
E-mail : _____

(様式第5号)

年 月 日
番 号

様

第77回国民体育大会日光市実行委員会
会長

印

売店出店許可証

年 月 日付で申請のありました第77回国民体育大会日光市競技会において、第77回国民体育大会日光市実行委員会が運営する競技会場内での売店出店について、次のとおり許可します。

商号又は名称	
代表者氏名	
所在地	
出店許可大会	
出店許可競技会	
出店許可会場	
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
販売許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の出店に関しては、関係法令等及び第77回国民体育大会日光市競技会売店設置運営要項を遵守すること。